

証券コード 6332
平成23年6月9日

株主の皆様へ

東京都中央区佃二丁目17番15号

月島機械株式会社

代表取締役社長 山田和彦

第149回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により被災されました地域の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第149回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区月島四丁目1番1号
月島区民センター 4階
中央区立月島社会教育会館ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第149期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第149期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役10名選任の件
- 第2号議案** 取締役の報酬額改定の件
- 第3号議案** 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当社では、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tsk-g.co.jp>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日は節電対策のため、会場の空調温度を28℃に設定させていただきます。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | やま だ かず ひこ<br>山 田 和 彦<br>(昭和22年1月1日)    | 昭和44年4月 当社入社<br>平成10年4月 当社理事<br>平成12年6月 当社取締役<br>平成14年6月 当社常務取締役<br>平成15年6月 当社代表取締役専務取締役<br>平成17年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）                                           | 41,210株        |
| 2         | おお いし なお ゆき<br>大 石 直 行<br>(昭和16年10月10日) | 昭和40年3月 当社入社<br>平成7年4月 当社理事<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成11年6月 当社常務取締役<br>平成13年4月 月島テクノメンテサービズ株式会社取締役副社長<br>平成18年4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員<br>平成19年6月 当社代表取締役兼専務執行役員水環境事業本部長（現任） | 26,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                          | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | さ の ひろし<br>佐 野 広<br>(昭和25年8月12日)      | 昭和48年4月 当社入社<br>平成13年3月 当社環境プラント計画第一部長<br>平成15年4月 当社執行役員<br>平成17年6月 当社常務執行役員<br>平成18年4月 当社水環境事業本部副本部長(現任)<br>平成20年6月 当社取締役兼執行役員(現任)<br>平成23年1月 当社企画・開発本部副本部長(現任)             | 11,000株        |
| 4         | まき とら ひこ<br>牧 虎 彦<br>(昭和26年10月28日)    | 昭和49年4月 千代田化工建設株式会社入社<br>平成12年8月 同社ライセンス部長<br>平成13年5月 当社入社<br>平成14年10月 当社法務部長<br>平成15年4月 当社執行役員<br>平成19年6月 当社常務執行役員<br>平成20年6月 当社取締役兼執行役員管理本部長(現任)<br>平成23年1月 当社企画・開発本部長(現任) | 13,000株        |
| 5         | なか じま かず お<br>中 島 和 男<br>(昭和27年9月28日) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成15年6月 当社コストエンジニアリング部長<br>平成17年6月 当社執行役員<br>平成20年10月 当社常務執行役員<br>平成21年6月 当社取締役兼執行役員技術管理本部長(現任)<br>平成23年1月 当社エンジニアリング本部長(現任)                                 | 11,000株        |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                 | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6         | きつ かわ たかし<br><b>吉 川 孝</b><br>(昭和33年4月18日)     | 昭和56年4月 当社入社<br>平成14年6月 当社人事部長<br>平成18年4月 当社執行役員<br>平成20年6月 当社管理本部総務人事部長<br>平成21年6月 当社取締役兼執行役員（現任）<br>平成22年4月 当社産業事業本部長（現任）                                                                                                                               | 11,000株        |
| 7         | わた なべ あき ひこ<br><b>渡 邊 彰 彦</b><br>(昭和30年4月21日) | 昭和63年11月 当社入社<br>平成14年8月 当社札幌支店長<br>平成19年6月 月島テクノメンテサービス株式会社代表取<br>締役員副社長兼副社長執行役員<br>平成20年4月 同社代表取締役社長兼社長執行役員<br>平成22年4月 同社取締役<br>当社執行役員<br>平成22年6月 当社取締役兼執行役員水環境事業本部副本<br>部長（現任）                                                                         | 7,000株         |
| 8         | よね ざわ とし お<br><b>米 澤 敏 夫</b><br>(昭和17年8月4日)   | 昭和40年4月 富士製鐵株式会社入社<br>平成7年6月 新日本製鐵株式会社取締役<br>平成11年4月 同社常務取締役<br>平成15年4月 同社代表取締役副社長<br>平成17年4月 同社取締役<br>新日鐵住金ステンレス株式会社顧問<br>平成17年6月 新日鐵住金ステンレス株式会社代表取締役<br>社長<br>平成20年4月 同社取締役相談役<br>平成20年6月 日新製鋼株式会社社外監査役（現任）<br>平成21年6月 新日鐵住金ステンレス株式会社相談役<br>当社社外取締役（現任） | 3,000株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 9     | ※<br>なか やま かつ し<br>中山 克志<br>(昭和20年7月26日) | 昭和43年4月 富士電機製造株式会社入社<br>平成12年4月 富士電機株式会社執行役員常務<br>平成16年6月 富士電機システムズ株式会社専務取締役<br>平成19年6月 富士電機ホールディングス株式会社取締役<br>シニアエグゼクティブオフィサー<br>平成20年6月 同社代表取締役 取締役副社長<br>平成21年10月 富士古河E&C株式会社社外監査役<br>平成22年4月 富士電機ホールディングス株式会社（現富士電機株式会社）取締役<br>平成22年6月 同社 特別顧問（現任） | 1,000株     |
| 10    | ※<br>てら にし まさ し<br>寺西 正司<br>(昭和22年2月6日)  | 昭和44年4月 株式会社三和銀行入行<br>平成7年6月 同行取締役<br>平成10年6月 同行常務取締役<br>平成11年6月 同行専務取締役<br>平成14年1月 株式会社U F J 銀行代表取締役頭取<br>平成14年6月 株式会社U F J ホールディングス取締役<br>平成16年7月 同行名誉顧問<br>平成17年12月 当社顧問（現任）<br>平成18年1月 株式会社三菱東京U F J 銀行名誉顧問（現任）<br>平成20年6月 日東電工株式会社社外監査役（現任）       | —          |

- (注) 1. ※印は、新任候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 米澤敏夫、中山克志および寺西正司の3氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。

(1) 米澤敏夫氏

- ①米澤敏夫氏につきましては、長年にわたり製造業における企業経営の豊富な経験を有しており、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいておりますので、引き続き選任をお願いするものであります。  
②米澤敏夫氏の在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

- ③米澤敏夫氏が日新製鋼株式会社の社外監査役在任中の平成20年12月に、同社および同社従業員1名が、「溶融55%アルミニウム合金めっき鋼板」の販売に関して、独占禁止法違反の容疑で起訴されております。同氏は、事前に当該事実につき認識しておりませんが、日頃から独占禁止法を含む各法令の遵守状況について適切な監査を行っており、当該事実の判明後は、取締役に対し、独占禁止法の遵守状況の再点検および再発防止策の構築を強く要請するとともに、取締役の法令遵守状況を監査しております。
  - ④当社は、米澤敏夫氏との間で賠償責任の限度額を950万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を継続いたします。
- (2) 中山克志氏
- ①中山克志氏につきましては、長年にわたり製造業における企業経営の豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に対し有益な指摘や意見がいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ②当社は、本議案が原案のとおり可決され中山克志氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約に基づき賠償責任の限度額は950万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
- (3) 寺西正司氏
- ①寺西正司氏につきましては、金融機関における長年の経験と財務に関する豊富な知見に基づき、当社グループの経営に対し有益な指摘や意見がいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ②当社は、本議案が原案のとおり可決され寺西正司氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約に基づき賠償責任の限度額は950万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
5. 社外取締役米澤敏夫氏は東京および大阪の各取引所の定めに基づく独立役員であります。

## 第2号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年6月26日開催の第147回定時株主総会において、年額4億4,000万円以内（うち社外取締役は年額2,000万円以内）とご承認いただき今日に至っております。今後のコーポレート・ガバナンスの強化に向け、社外取締役の増員を行うため、取締役報酬額のうち社外取締役分を年額2,000万円以内から年額3,000万円以内に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額（社外取締役の報酬額も含む。）は現行どおり年額4億4,000万円以内とし、変更しないものといたします。

## 第3号議案 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ<sup>（注1）</sup>の議決権割合<sup>（注2）</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株式等<sup>（注3）</sup>の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれも予め当社取締役会が同意したものを除き、又、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応策（以下、「現プラン」といいます。）を、平成20年4月28日付取締役会決議及び平成20年6月27日開催の第146回定時株主総会における承認に基づき導入しておりましたが、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

これを受けて当社は、現プランの有効期限を迎えるにあたり、現プラン導入後の社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、現プランの見直しの要否を検討してまいりました結果、現プランの内容を一部修正した株式の大規模買付行為への対応策（以下、修正後のものを「本プラン」といいます。）を更新することを平成23年4月28日開催の取締役会において決議しました。

つきましては、株主の皆様、下記のとおり、本プランへ更新することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本プランを決定した取締役会には監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、相当である旨の意見を述べております。

なお、本招集ご通知の発送日現在、当社株式等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。

また、現プランから本プランへ改訂を行った主な内容は次のとおりです。

- 1) 大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について、一部見直しを行いました。
- 2) 株式電子化等の関係法令の整備・変更を踏まえ所要の修正を行いました。

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、(ii) 当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項、又は、同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

## I. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「殆ど輸入であった諸産業の機械装置を国産し、製糖産業を出発点として、化学工業、金属精錬等の興隆に奉仕する」という創業の精神の下、1905年の創業以来、乾燥、ろ過、蒸留、分離、焼却といった単位操作技術に基づく産業機械や環境装置を設計、製造してまいりました。又、自社の製品やプロセスを核としたプラントの設計、建設といったエンジニアリングを手がけ、更には、建設したプラントのメンテナンスや維持管理、運転管理等を請け負う等、総合的な技術ソリューションをお客様に提供することで、「かけがえのない地球環境を守り、豊かな社会の礎になる諸産業に寄与する」ことを実践してまいりました。

当社は、企業が継続して発展していくには、お客様、従業員、取引先及び株主等のステークホルダーとの良好な関係等を維持し発展させ、技術を基盤として中長期的な視点に立って経営することが、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることに繋がるものと認識しております。

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに当社株式の大規模な買付けを行う大規模買付行為であっても、企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、当該大規模買付行為に応じるかどうかは、最終的に、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握した株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えております。

もっとも、当社株主の皆様が、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものか否かを適切に把握し、当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するには、大規模買付者から十分な情報提供がなされ、更には、現に当社の経営を担っている当社取締役会から当該大規模買付行為に対する当社取締役会の評価、意見等を含めた十分な情報が提供されることが必要であると考えております。

そこで当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が判断し、或いは当社取締役会が当社株主の皆様が必要に応じて代替案を提案するために必要な情報や時間を確保するために、必要な手続きを定めることとし、当該大規模買付行為を行う者が当該手続きを遵守しない場合及び遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための取組みが必要不可欠であると判断いたします。

## II. 基本方針を実現するための取組み

当社は、「最良の技術をもって産業の発展と環境保全に寄与し、社会に貢献する」、「市場のニーズを先取りし、最良の商品とサービスを顧客に提供する」、「創意と活力によって発展し、豊かで働きがいのある企業をめざす」ことを企業理念として定めております。当社はこの企業理念の下、工場での製造技術を基盤とし単位操作技術を駆使した機械、装置の開発から設計、製造を行い、プロセス開発を手がけ、それら機械や装置、プロセスを核にしたプラントエンジニアリングを行い、更には、そのメンテナンスや維持管理、運転管理をお客様に提供し、産業の発展と環境保全に寄与することで社会貢献を果たしております。これらの当社及び当社グループが提供する一連のサービスは、開発・設計・調達・製造・建設・アフターサービスといった当社及び当社グループのバリューチェーンによって成せるものであり、このバリューチェーンを有することが当社の強みであり、特徴であると認識しております。

当社は、当社の事業領域を、国内の上下水道設備を主要マーケットとする水環境事業と国内外の化学、鉄鋼、食品、砂糖等の産業用設備を主要マーケットとする産業事業の2つの事業として捉えており、昨年5月に「環境・エネルギー分野への注力」と「海外事業の拡大」を基本方針とした中期経営計画（平成22年4月～平成25年3月）を策定し、事業活動を展開しております。

本中期経営計画では、水環境事業においては、環境保全・省エネルギーに優れた差別化技術を用いた汚泥燃料化システムや過給式流動燃焼システムなどの市場投入と、それらを活用したPFI（\*1）事業、DBO（\*2）事業、包括O&M事業（\*3）などのライフサイクルビジネスを展開することで、安定収益事業への展開を進めております。また、産業事業においては、地球温暖化対策が急務である各種産業分野向けに、多数の納入実績を誇る大型乾燥機の適用範囲の拡大を図ると共に、排煙脱硫システムや廃液燃焼システム、溶剤回収システム等の環境・エネルギー技術を用いた案件の受注に注力しております。他方、海外事業の拡大のためには、技術優位性のみならずコスト競争力も求められるため、設計や製造における海外リソースの活用を強化すると共に、新興国におけるインフラ投資をターゲットに営業活動を強化してまいります。

\*1：PFI（Private Finance Initiative）

施設整備を伴う公共サービスにおいて、民間の有する資金、技術、効率的な運用ノウハウなどを活用する仕組み

\*2：DBO（Design Build Operate）

事業会社に施設の設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して委ね、施設の保有と資金の調達は行政が行う方式

\*3：包括O&M事業

設備の運転管理業務だけでなく、設備の補修工事および薬品等の供給も含めた包括的な維持管理業務

なお、本中期経営計画における具体的な施策は次のとおりです。

#### (水環境事業)

- ・新製品、新技術による汚泥処理分野での更新需要の確実な取り込み
- ・数多くのプラント・単体機器の納入実績を活かしたO&M事業の展開
- ・当社グループにおけるバリューチェーンを活用したPFI事業、DBO事業、包括O&M事業に代表されるライフサイクルビジネスの強化

#### (産業事業)

- ・大型乾燥機や廃液燃焼システムを中心とする主力製品の海外事業展開の拡大
- ・新興国のインフラ需要に対応した排煙脱硫プラント、汚泥乾燥・焼却プラントなどの環境対策設備の積極展開
- ・日系企業の環境規制対応及び海外増産のためのプラント案件の獲得

#### (共通分野)

- ・海外拠点の整備と中国における現地法人設立を含めた事業展開の強化
- ・海外設計拠点の設置及び海外協力企業への製造委託によるコスト競争力の強化

### Ⅲ. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記Ⅰ.に記載した会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保すること、そのために、当社取締役会が大規模買付者と交渉を行うこと、或いは、現に当社の経営を担っている当社取締役会が大規模買付行為を評価し、必要に応じて代替案を提示することが、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上されることにつながると考えております。

なお、本プランは本総会で承認されることを条件として発効することとしております。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われる際に大規模買付者が遵守すべき手続きを設定するものであり、当該手続きとは、①事前に大規模買付者が取締役会に対して必要且つ十分な情報を提供し、②取締役会による一定の評価期間が経過

した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、対抗措置の発動要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。又、対抗措置の発動等、当社取締役会が大規模買付者の提案を評価、検討するに際しては、当社取締役会の恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性並びに客観性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者委員会を設置し、その勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益の確保に適うような運営が行われる仕組みが確保されております。

その概要は以下のとおりです。

#### (1) 意向表明の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、先ず当社代表取締役宛に、本プランで定める手続きに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書を当社の定める書式に従ってご提出いただきます。なお、書面はすべて日本語により作成していただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

#### (2) 必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要且つ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を記載したリストを大規模買付者に交付いたします。本必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の価額或いは対価とその価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の価額或いは対価とその価額の算定根拠
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）

の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ⑤ 大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、その他の当社に係わる利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対し本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、株主の皆様及び投資家の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

### (3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が完了したと判断した場合、速やかにその旨を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供の完了について開示した後、60日間を上限として（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、又は、90日間を上限として（その他の方法による大規模買付の場合）、大規模買付行為の評価、検討、大規模買付者との交渉、意見形成及び代替案立案等を行うための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）を付与されるべきものと考えております。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものといたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立した外部専門家（投資銀行、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。又、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が評価期間満了時まで、大規模買付行為に対する対抗措置の発動、又は、不発動に関する決議を行うに至らない場合には、当社取締役会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を超えないものとします。）で、評価期間を延長する旨の決議を行うものとし、延長する期間及び理由その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに開示を行います。

### 3. 大規模買付行為が為された場合の対応

#### (1) 大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為に対する反対意見の表明、必要に応じて代替案の提示をするに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議することはありません。又、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する意見或いは代替案の内容について、速やかに開示いたします。大規模買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付者の当該提案及び当社取締役会が提示する当該大規模買付行為に対する意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が認める場合には、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要且つ相当な範囲で、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法、その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるものと考えます。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにも拘わらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行う場合（所謂グリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、所謂焦土化経営を行う目的で大規模買付行為を行う場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行う場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行う場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、所謂強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を最初の条件より不利に設定し、或いは明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥ 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の

処遇方針を含む。)が当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分又は不適當な買付である場合

- ⑦ 大規模買付者による大規模買付行為の実行後における従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主、取引先、従業員、その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値及び株主共同の利益の毀損のおそれ又は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧ その他、①乃至⑦に準ずる場合で、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持及び向上に反すると認められる場合

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動、又は、不発動に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

## (2) 大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何に拘わらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法、その他の法律及び当社定款が認める対抗措置の発動を決議することができるものとします。具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することになります。

当社取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は別紙－1に記載のとおりであります。実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

当社取締役会は、上記決議を行った場合にも、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

## (3) 対抗措置の公平さを担保するための手続き

### ① 第三者委員会の設置

大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守したか否か、或いは、本プランで定める手続きを遵守した場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適切に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の公正性、合理性並びに客観性を担保するため、第三者委員会を設置します。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社

の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は、社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象としている学識経験者、又は、これに準ずる者）から選任いたします。第三者委員会規程の概要につきましては、別紙－２に記載のとおりであり、又、本プラン更新時の第三者委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙－３に記載のとおりであります。

## ② 対抗措置の発動の手続き

当社取締役会は、上記(1)に記載のとおり大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動を決議することはありません。一方上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置の発動を決議する場合、並びに上記(2)に記載のとおり対抗措置の発動を決議する場合には、その判断の公正性、合理性及び客観性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動の決議に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会の勧告を受けるものといたします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会が対抗措置の発動の決議を行った後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、第三者委員会の勧告及び外部専門家の意見を踏まえたうえで、対抗措置の発動の中止又は変更（対抗措置として新株予約権の無償割当ての実行を決議した場合の当該無償割当ての中止、新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得等を含みますがこれらに限られません。）を行うことができるものとします。

## 4. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見、更には必要に応じて株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値及び株主共同の利益の確保につながるものと考えております。

なお、上記3.において記載したとおり、大規模買付者が本プランで定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記3.において記載したとおり、大規模買付者に対し対抗措置を発動することがありますが、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従って、適時に適切な開示をいたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当てを行う場合は、株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割り当てられます。但し、割当期日において大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権の行使によるか、或いは、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、当社株式を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続きを行わない場合は、当該株主の皆様が1株当たりの株主価値が希釈化することになります。もっとも、当社が新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続きを取った場合は、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領することになります。

又、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止又は変更として、新株予約権の無償割当ての中止又は新株予約権の無償割当ての実行後における当該新株予約権の無償取得を行うことがありますが、この場合、新たな株式の発行は行われず、当社株式1株当たりの株式価値の希釈化は生じないこととなります。しかしながら、当社が大規模買付者に対して対抗措置を発動し、新株予約権と引き換えに当社株式が交付されることを前提として変動した取引価格にて株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

大規模買付者等については、本プランで定める手続きを遵守しない場合や、本プランで定める手続きを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランで定める手続きに違反することがないように予め注意を喚起するものであります。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受けますが、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

又、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取らない場合、株主の皆様は、当社取締役会が指定する所定の期間内に新株予約権1個当たり金1円以上で、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議において定める価額の払込みが必要となります。更に、新株予約権の無償割当てから当社による新株予約権の取得手続き、或いは当該新株予約権の行使に係わり、当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に基づき別途お知らせいたします。

## 5. 本プランの適用開始と有効期限

本プランは、本総会での承認により発効することとします。なお、本プランの有効期限につきましては、本総会の終結の時から平成26年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。

又、本プランが本総会により承認された後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

## IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本プランが経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足し、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

- (1) 本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、株主の皆様が大規模買付行為を適切に評価するために必要な情報や時間を確保し、又そのために当社取締役会が大規模買付者と交渉を行い、或いは、現に当社の経営を担っている当社取締役会が大規模買付行為を評価し必要に応じて代替案を提示するための相当期間を確保するために導入されるものであります。従って、当社取締役会は、本プランが、企業価値及び株主共同の利益の確保、向上に資するものと考えております。
- (2) 本プランにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。又、対抗措置発動の手続きを定め、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。これらに加え、当社取締役会の恣意的判断を排除するために第三者委員会を設置し、本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会は第三者委員会の勧告を最大限に尊重することとしており、当社の企業価値、株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されております。
- (3) 当社取締役会は、株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見性を高め、株主の皆様の適正な選択の機会を確保するために、本プランの内容を事前に開示するものです。
- (4) 本プランは、有効期間満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されることから、所謂デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成メンバーの過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）には該当いたしません。又、当社取締役の任期は1年とされており、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成メンバーの交代を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）とはならず、取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の皆様のご意思を反映させることが可能となっております。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当て方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の無償割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の無償割当てがその効力を生じる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

### 第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者（経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法を主たる研究対象としている学識経験者、又は、これらに準ずる者）の中から当社取締役会が選任し、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社と締結しなければならないものとする。
3. 第三者委員会の委員の任期は、当社定時株主総会にて本プランの導入議案が承認可決された時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとするものとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。又、社外取締役、又は社外監査役であった第三者委員会の委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、第三者委員会の委員の任期も同時に終了するものとする。
4. 第三者委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定内容を、その理由又は根拠を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととし、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないものとする。
5. 第三者委員会は、外部専門家（投資銀行、フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）から、当社の費用負担により助言を求めることができるものとする。
6. 第三者委員会の決議は、第三者委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以 上

## 第三者委員会の各委員の氏名及び略歴

氏名 小田木 毅（おだぎ たけし）  
略歴 昭和45年4月 司法修習終了・弁護士登録  
石井法律事務所弁護士  
昭和55年4月 石井法律事務所パートナー弁護士（現任）  
昭和61年9月 インベスコエムアイエム投資顧問株式会社監査役  
平成2年11月 インベスコエムアイエム投信株式会社監査役  
平成14年6月 雪印乳業株式会社（現 雪印メグミルク株式会社）監査役  
（現任）

氏名 高石 健雄（たかいし たけお）  
略歴 平成11年4月 富士電機株式会社  
電機システムカンパニー事業統括部長  
平成12年4月 同社 グループ管理室長  
平成13年6月 同社 監査役  
平成18年6月 同社 顧問  
当社 監査役（現任）

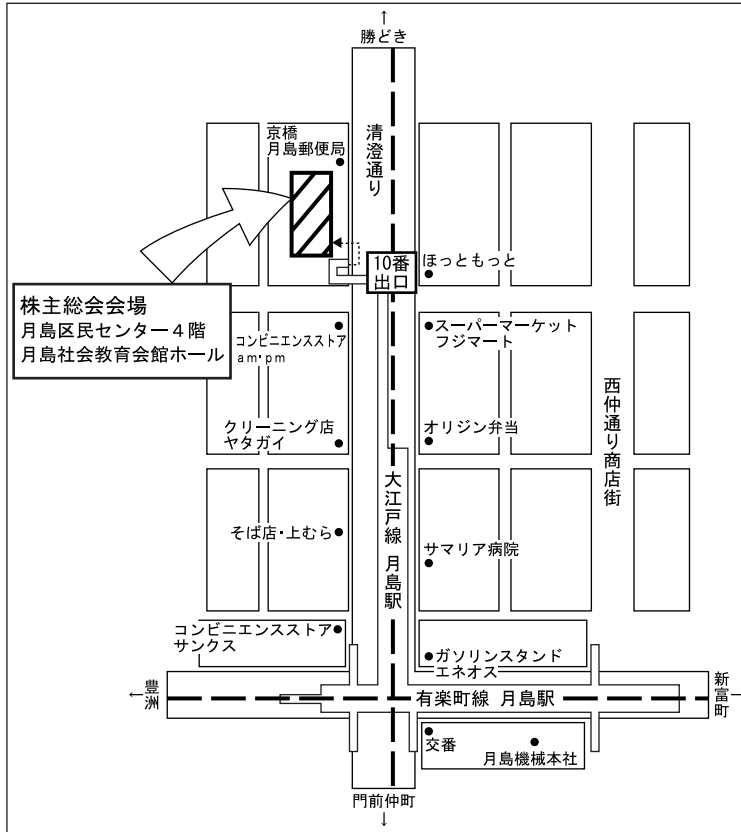
氏名 武信 征四郎（たけのぶ せいしろう）  
略歴 平成3年6月 味の素タイランド株式会社取締役副社長  
平成11年6月 味の素株式会社取締役九州工場長  
平成13年6月 クノール食品株式会社代表取締役社長  
平成17年6月 同社 顧問  
平成19年8月 昭光通商株式会社顧問（現任）  
平成20年6月 当社 監査役（現任）

なお、上記3名の委員について、当社との間に特別の利害関係はございません。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場：月島区民センター4階 中央区立月島社会教育会館ホール  
東京都中央区月島四丁目1番1号 電話 03-3531-6367



- 最寄駅
- ・都営地下鉄大江戸線、東京メトロ有楽町線 月島駅下車
  - ・月島駅改札口より、地下道を通り10番出口へ（徒歩6分）  
10番出口を出て徒歩1分